

Ⅱ－２

役員候補者の選出並びに役員の選任に関する内規

(目的)

第1条 本内規は、定款第24条第1項に定める社員総会における役員選任に向けて、役員候補者の選出、理事会における役員候補者の提案、社員総会における決議等についての方法を定めるものである。

(意向選挙の実施)

第2条 役員候補者は、代議員による原則として電磁的方法を用いた投票での意向選挙に基づき選出する。

2 意向選挙における役員候補者の定数（以下「定数」という。）は、理事候補者20名、監事候補者3名とする。

(意向選挙の選挙権及び被選挙権)

第3条 選挙権を有する者（投票可能な者）は、代議員に限る。

2 被選挙権を有する者（立候補可能な者）は、代議員に限る。

3 被選挙権を有する者（立候補可能な者）は、役員（理事・監事）候補者に選出された場合に選出された年の4月1日に満65歳未満である者に限る。

(選挙管理委員会)

第4条 本内規による選挙の管理執行に関する事務は、選挙管理委員会（以下「委員会」という。）が行う。

2 委員会に関する規則は、別に定める。

(役員候補者選出の通知)

第5条 意向選挙投票最終日1ヵ月前の別に定める日までに、理事長は全代議員に対し、役員候補者選出について公示する。

(立候補)

第6条 意向選挙の立候補する者は、立候補届に立候補所信表明書及び代議員1名による推薦書、兼職状況書を添えて、別に定める日までに選挙管理委員長に提出しなければならない。

2 立候補者は、理事候補者と監事候補者の両方に立候補できない。

(立候補者の通知)

第7条 委員会は、別に定める日までに立候補者の氏名、所信及び推薦者名を全代議員に医学会ホームページを通じて通知する。

(電磁的方法による投票)

第8条 投票は、原則として医学会ホームページを通じて電磁的方法により行う。

2 投票は、理事候補者・監事候補者ごとに行い、代議員は支持したい立候補者に対して、第2条2項に規定する定数までの任意の数の立候補者のチェックボックスに印をつける方法で実施する。その詳細は委員会が定める。

- 3 投票の結果、得票の多い順に第2条第2項に規定する定数までの者を新役員候補者として選出する。ただし、投票の結果、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第10号または同第11号に違反する場合には、その同一の団体の役員を兼ねる者の得票数の上位者から第2条第2項に規定する定数の3分の1の人数を超えない人数までの者を新役員候補者とし、3分の1の人数を超える者に対しては、新役員候補者となることを辞退する、若しくはその同一の団体の役員を辞任する等の適切な措置を求める。
- 4 理事候補者・監事候補者について、立候補者が定数以内の場合にはその意向選挙は行わず、立候補者全員が役員候補として選出される。ただし、立候補者が公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第10号または同第11号に違反している場合には、その同一の団体の役員を兼ねる者に対し、同法同号の違反がなくなるまで、新役員候補者となることを辞退する、若しくはその同一の団体の役員を辞任する等の適切な措置を求める。
- 5 定数内の最下位において得票数が同数の立候補者が複数名いる場合は、第11条第2項に規定する開票立会人の立会いの下で選挙管理委員長が抽選により決定する。
- 6 役員候補者の選出は理事候補者と監事候補者に分けて行う。

(書面投票)

第9条 第2条第1項の規定に関わらず、電磁的方法による投票が困難な有権者は委員会に申し出ることにより書面による投票を行うことができる。

- 2 書面投票は郵送にて行う。その他は第8条に準じる。
- 3 書面による投票を行う者は電磁的投票を行うことはできない。

(無効票)

第10条 次の投票はこれを無効とする。

- (1) 第8条、第9条の方法によらないもの
- (2) 代議員の本人以外の者による投票
- (3) その他不正行為による投票

(開票及び通知)

第11条 第8条及び第9条に基づく意向選挙投票終了後、委員会は速やかに開票を行う。

- 2 委員会は、選挙の公正性を確保するため、別に定める選挙期日までに代議員の中から開票の立会人を若干名指名する。
- 3 委員会は意向選挙の結果を速やかに理事会に報告し、役員及び立候補者に対して通知する。
- 4 理事会は委員会からの報告を受けて役員候補者を決定し、速やかに選挙人に知らせなければならない。

(異議の申し立て)

第12条 選挙の効力に関して異議のある選挙人又は立候補者は、前条第4項の選挙結果発表日より14日以内に、文書で委員会に対して異議を申し立てることができる。

(選挙日程)

第13条 第5条、第6条及び第7条に規定する「別に定める日」並びに第11条第

2項に規定する「別に定める選挙期日」は理事会が定める。

(理事会での役員候補者の決定)

第14条 理事長は、役員候補者の決定に関する議案を諮るため、社員総会の2週間前までに理事会を開催する。

2 理事会は、意向選挙の結果を基に、理事候補者及び監事候補者を決定し、社員総会に提案し決議することを確認する。

3 前項において理事候補者及び監事候補者を決定するに際しては、意向選挙の結果である得票数上位者のうち、他の同一の団体の役員を兼ねる者を、第2条第2項に規定する定数の3分の1を超えて候補者とすることはできない。意向選挙を行わない場合には、他の同一の団体の役員を兼ねる者のうちから候補者とならない者を抽選により決定する。

(社員総会における役員選任)

第15条 役員を選任は、社員総会において総社員の議決権の過半数の社員が出席し、出席した社員の議決権の過半数をもって行う。

2 役員を選任は投票により行う。

3 投票は、書面、挙手その他適当な方法によって行うことができる。

4 前項の投票の方法は、理事会が定める。

5 社員総会議長は、役員選任投票に先立ち、立会人3名を指名する。

(新理事会の開催と理事長等の選出)

第16条 社員総会で選出された新役員の合議により、社員総会終了後直ちに新理事会を開催する。

2 新理事会において新理事長、副理事長を選任する。

(内規の改廃)

第17条 本内規の改廃は、理事会の議を経て承認する。

附 則

本内規は、平成24年2月9日より施行する。

但し、平成26年度に実施する社員総会における役員選任の方法については、別に内規を定める。また、本内規に掲げる日程は、別に定める日程で実施することができる。

附 則

1 本内規は、平成25年9月7日より施行する。

2 本内規の制定に伴い、「役員候補者の選出に関する内規（平成3年5月11日施行）」及び「新役員を選任に関する内規（平成24年2月9日施行）」並びに「役員候補者の選出方法に関する申し合わせ（平成22年1月23日施行）」は、本内規の施行日をもって廃止する。

附 則

本内規は、平成27年5月27日より施行する。

附 則

本内規は、令和4年8月5日より施行する。

附 則

本内規は、令和5年3月18日より施行する。

(別紙様式 1)

日本リハビリテーション医学会理事候補者立候補届

私は、公益社団法人日本リハビリテーション医学会の理事候補者に立候補します。

令和 年 月 日

所 属 _____

氏名 (自署) _____ 印

(注) 理事及び監事の両方の候補者にはなれません。

(別紙様式 2)

提出日：令和 年 月 日

公益社団法人
日本リハビリテーション医学会
理事長 殿

日本リハビリテーション医学会

立候補所信表明書（理事候補者）

ふりがな		年齢	
氏名			
所属県			
勤務先			
メールアドレス			
【所信表明】（200字から400字）			

(別紙様式 3)

日本リハビリテーション医学会理事候補者推薦書

公益社団法人
日本リハビリテーション医学会

理事長 殿

理事候補者氏名 _____

公益社団法人日本リハビリテーション医学会理事候補者として、上記の者を以下の理由により推薦致します。

候補者推薦理由

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

令和 年 月 日

推薦者氏名 (自署) _____ 印

(別紙様式 4)

日本リハビリテーション医学会監事候補者立候補届

私は、公益社団法人日本リハビリテーション医学会の監事候補者に立候補します。

令和 年 月 日

所 属 _____

氏名 (自署) _____ 印

(注) 理事及び監事の両方の候補者にはなれません。

(別紙様式 5)

提出日：令和 年 月 日

公益社団法人
日本リハビリテーション医学会
理事長 殿

日本リハビリテーション医学会

立候補所信表明書（監事候補者）

ふりがな		年齢	
氏名			
所属県			
勤務先			
メールアドレス			
【所信表明】（200字から400字）			

(別紙様式 6)

日本リハビリテーション医学会監事候補者推薦書

公益社団法人
日本リハビリテーション医学会

理事長 殿

監事候補者氏名 _____

公益社団法人日本リハビリテーション医学会監事候補者として、上記の者を以下の理由により推薦致します。

候補者推薦理由

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

令和 年 月 日

推薦者氏名 (自署) _____ 印